

【富山県】「新興感染症対応力強化事業」施設・設備整備補助に係るQ&A

分野		質問	回答
1	全般 共通	事業はいつから着手できるのか。	令和7年6月以降に予定している県からの内示後に着手が可能です。
2	全般 共通	県からの内示前に業者と契約を結んでよいか。	契約行為は事業の着手に当たり、内示前に契約を結んだ場合は補助金の対象外となりますので、ご注意ください。 契約の事前準備（見積の徴収）は行っていただけます。
3	全般 共通	県からの内示前に入札等で業者を選定しておくことは可能か。（契約は内示後を予定）	可能です。ただし、内示前に契約や着工をした場合は補助金の対象外となります。契約・着工は内示後に行ってください。
4	全般 共通	いつまでに事業を終えなければいけないのか。	令和8年2月27日が事業の完了期限となります。また、令和8年度への繰越はできません。
5	全般 共通	補助対象医療機関には「協定締結を予定する」医療機関も含まれるとあるが、「協定締結を予定する」とはどのような状態のことを指すのか。	県と医療機関との間で、協定を締結する確約ができる医療機関であれば、補助対象となります。 ただし、補助金により整備した医療機関が協定を締結しない場合や、補助金により整備した協定締結医療機関が協定を解除した場合には、財産処分の手続きが必要となり、補助金の返還を求めらる必要があり得ることにご留意ください。
6	全般 共通	令和7年度の秋に医療機関を新規開設予定としているが、開設後に病床確保（発熱外来又は自宅療養者等への医療の提供）を内容とする医療措置協定を締結予定である場合、本事業の対象となるのか。	協定を締結することが決まっている場合には、新規開設の医療機関であっても補助対象となります。
7	全般 共通	整備した施設・設備を平時の感染症医療に使用することは差し支えないか。	新興感染症発生・まん延時における対応に支障のない範囲で、一般医療に使用することが可能です。
8	全般 共通	結核病床・結核モデル病床は補助対象になるのか。	病床確保の協定により確保する結核病床・結核モデル病床については、施設・設備整備の補助対象となり得ます。
9	全般 共通	補助金を活用して整備した施設・設備について、県へ申請等をせず用途変更や処分はしてはいけないのか。	厚生労働大臣が定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに処分（廃棄、譲渡等）をしてはいけません。
10	全般 共通	医療機関が負担する個人防護具の費用について、補助の予定はあるか。	個人防護具の購入費用について、補助の予定はありません。
11	施設整備 共通	施設整備において、対象面積はどう考えるのか。	工事面積を想定していますので、当該整備のために工事を行う部分の面積が対象となります。個人防護具保管施設の整備の対象面積の考え方については、本QA25もご確認ください。
12	施設整備 共通	発熱外来の工事（建設・改修）等の施設整備は対象となるのか。	発熱外来の施設整備は、補助対象にはなりません。
13	施設整備 共通	「様式3-16 施設整備事業計画書」における「整備事業期間の着工」とは何を指すのか。	一般的に「着工」とは実際に工事現場での作業（くい打ちや地盤改良工事等）が始まることを指します。

14	施設整備	共通	「様式3-16 施設整備事業計画書」における「事業の種別」とは何を指すのか。	今回の整備がどのような種類の工事であるかを指します。 【新築】新たに建物を建築する場合 【移転新築】現在建物が存在する敷地とは別の敷地に新たに建物を建築し、かつ現在の建物の機能を移転する場合 【改築】従前の建物を取りこわして、これと位置・構造・規模がほぼ同程度のものを建築する場合 【増築】敷地内の既存の建物を建て増しする場合で、敷地内に別に建物を新築する場合を含む 【改修】建物の主要構造部分を取りこわさない模様替及び内部改修
15	施設整備	共通	補助の対象外となる経費はどのようなものか。	次に掲げる費用については、補助の対象外とします。 (1) 土地の取得又は整地に要する費用 (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用 (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用 (4) 既存建物買収（既存建物を買収することが建物を新築することよりも効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用 (5) その他の整備費として適当と認められない費用
16	施設整備	共通	工事設計費、中間・完了検査費用、消防申請費用、建築確認申請費用は補助対象となるのか。	これらはすべて上記の(3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用に該当するため、補助対象にはなりません。
17	施設整備	病室の感染対策に係る整備	「様式3-16 施設整備事業計画書」における「専用の陰圧装置、空調設備等付属設備」とは、その病床に固定で設置されているものを指すのか。その場合は、簡易陰圧装置のように備え付けができるものは対象外と考えてよいのか。	病室（病床）の工事と併せて整備を行う当該病室の感染対策のための設備を想定しています。 工事を伴わずに設置できる簡易陰圧装置を整備する場合は、設備整備事業の活用をご検討ください。
18	施設整備	病室の感染対策に係る整備	個室整備において、医療用（災害用）コンテナは補助対象となるのか。	コンテナについては、土地に定着させるための工事を伴うなど「建築物」として整備する場合は、補助対象となります。 ただし、病床確保に係る協定を締結する医療機関の感染症対策を目的として整備するものであり、災害用として整備する場合には補助対象とはなりません。
19	施設整備	病室の感染対策に係る整備	個室を新たに整備するのではなく、既存の個室において特定の設備のみ整備する場合についても、対象となるのか。	工事を伴うものであれば、補助対象となります。ただし、当該整備を行わなければ新興感染症の患者を受け入れることができない場合に限り対象となり、入院患者の療養環境改善のみを目的とした整備は補助対象外です。
20	施設整備	病室の感染対策に係る整備	個室整備において、トイレのみの整備等についても対象となるのか。	新興感染症患者を受け入れるために既存の個室を改修する場合には、トイレのみの整備であっても補助対象となります。
21	施設整備	病室の感染対策に係る整備	老朽化したトイレ等の改修工事も対象となるのか。	単に老朽化を理由として既に設置されているトイレ等を整備する場合には補助対象とはなりません。
22	施設整備	病棟等の感染対策に係る整備	可動式パーテーションを購入し、特に工事をせずに設置した場合、対象となるのか。	可動式パーテーションの購入費のみでは、施設整備事業の対象にはなりません。建物に設置するための改修工事を伴う場合に、補助対象となります。なお、この場合の補助対象面積は、設置する部屋の面積や設備の設置面積ではなく、工事を行う部分の面積（工事面積）となります。
23	施設整備	個人防護具保管施設	個人防護具保管施設の整備において、キャビネットやロッカー等の整備も補助対象になるのか。	個人防護具保管施設の整備は、「施設」整備事業であり、対象経費は建物整備の工事に要する費用となります。 そのため、建築工事を伴わず、単にキャビネットやロッカー等を購入して設置するのみの場合は、補助対象にはなりません。
24	施設整備	個人防護具保管施設	個人防護具保管施設の整備において、医療措置協定で個人防護具の備蓄を実施することを定めていることが要件となるのか。	病床確保、発熱外来又は自宅療養者等への医療の提供に係る協定に加え、協定において個人防護具の備蓄を定めていることが前提となります。
25	施設整備	個人防護具保管施設	個人防護具保管施設の整備において、対象面積とは具体的にどのような面積を指すのか。	補助対象面積は、工事面積であって、かつ協定で定めている個人防護具の備蓄分を保管する部分のみとなります。

26	施設整備	個人防護具保管施設	個人防護具保管施設として、一般販売されている物置を設置する場合、対象となるのか。	個人防護具保管施設の整備は、「施設」整備事業であり、対象経費は建物整備の工事に要する費用となります。そのため、土地に定着させるための工事を伴うなど「建築物」として整備する場合は、補助対象となります。
27	施設整備	個人防護具保管施設	既存の保管スペースが老朽化のため雨漏り等しているため、改修を行いたい補助対象となるのか。	単に老朽化を理由とした改修工事は補助対象とはなりません。
28	設備整備	共通	設備整備において、新興感染症対応のために追加的に購入を行う場合には補助対象となるか。	今後の新興感染症に備えて、さらに既存設備について増設をする場合には、必要性が認められれば補助対象となります。
29	設備整備	共通	既存の設備について、老朽化等を理由とした更新は補助対象になるのか。	新興感染症患者を受け入れるための設備整備が対象となり、単に老朽化等を理由とした整備は補助対象とはなりません。
30	設備整備	共通	過去に国の補助金により整備した設備について更新したい場合、補助対象になるのか。	原則、耐用年数が経過していないものを更新する場合は対象外となります。ただし、耐用年数の経過前であっても、故障等が発生し交換する部品等がない場合などの理由がある場合には、補助対象になり得ます。
31	設備整備	検査機器（PCR検査装置、等温遺伝子増幅装置）	「検査機器（PCR検査装置、等温遺伝子増幅装置）」の補助において、PCR法又は等温核酸増幅法の検査機器のみが補助対象となるか。	今回の事業では、検査機器のうち「PCR検査装置」及び「等温遺伝子増幅装置」を対象としています。該当する機器がPCR検査装置又は等温遺伝子増幅装置に当たるか否かは、PMDAの添付文書等を参考にご判断ください。
32	設備整備	検査機器（PCR検査装置、等温遺伝子増幅装置）	「検査機器（PCR検査装置、等温遺伝子増幅装置）」の整備において、検査を実施するにあたり不可欠な附属設備は対象となるか。	検査機器を設置し稼働するために必要な場合には、附属する設備についても本体機器とあわせて補助対象となります。（本体機器をすでに整備済みである場合、附属品のみでの整備は補助対象外です。）
33	設備整備	検査機器（PCR検査装置、等温遺伝子増幅装置）	「検査機器（PCR検査装置、等温遺伝子増幅装置）」の整備において、検査で使用する試薬は対象となるか。	消耗品や保守費用等のランニングコストは補助対象外となります。試薬は消耗品扱いとなるため、対象となりません。
34	設備整備	HEPAフィルター付き空気清浄機	「HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）」の整備において、陰圧化するためには陰圧ブースやテントの設置も不可欠である場合、それらの設備は対象となるか。	陰圧ブースやテントを設置しなければ陰圧化できない機器の場合には、補助対象となり得ます。